構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年10月4日

内閣総理大臣殿

豊里町長 只 野 九 十 九

平成15年11月28日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1.変更事項
 - 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(819)の追加
- 2.変更事項の内容 別紙のとおり

【変更箇所の比較表】

変 更 前

5 構造改革特別区域計画の意義

(略)

中学年部の英語については,中学年1年及び中学年2年前半で英語に親しませ,中学年2年後半と中学年3年,中学年4年では発達課題や習熟度に応じた基礎知識・技能を確かなものとさせる指導を展開する。さらに高学年部では,生きて働く英会話力を増進させる指導を展開する。このことが世界に目を向けさせることとなり,国際化社会を生き抜く資質を作り上げる。

中学年部の算数・数学では,急激な心理的な変化に伴う到達率の激減が3年, 4年に見られるが,発達課題や習熟度に合わせ,児童生徒個々にスモール・ステップの課題を設定し,個別指導を中心にしながらきめ細かい指導を行ない,発達の大きな変化に対応し,数概念,空間概念の円滑な育成が図れる。

高学年部の英語については,英語によるコミュニケーションができ,言語や外 国文化が理解できるようになる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校设置事業(802)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必 要と認める事項

(略)

(1) 上学年の教科書を下学年の児童生徒に給与できる特例(819)の措置への申請本計画において実施する中学年部(小4)からの英語の授業で,上位学年の内容の学習に対応するため,特区において実施することができる特例措置(819)の認定を平成16年度内に申請する予定である。(平成17年度から

変更後 5 構造改革特別区域計画の意義

(略)

中学年部の英語については、中学年1年及び中学年2年前半で英語に親しませ、中学年2年後半と中学年3年、中学年4年では発達課題や習熟度に応じた基礎知識・技能を確かなものとさせる指導を展開する。さらに高学年部では、生きて働く英会話力を増進させる指導を展開する。このことが世界に目を向けさせることとなり、国際化社会を生き抜く資質を作り上げる。具体的には中学年部(小5年)から上学年(中1年)の教科書の早期給与を受け、6年間を通じた系統的な学習体系の構築により、確実な英語力の向上を目指していくものとする。

中学年部の算数・数学では,急激な心理的な変化に伴う到達率の激減が3年, 4年に見られるが,発達課題や習熟度に合わせ,児童生徒個々にスモール・ステップの課題を設定し,個別指導を中心にしながらきめ細かい指導を行ない,発達の大きな変化に対応し,数概念,空間概念の円滑な育成が図れる。

高学年部の英語については,英語によるコミュニケーションができ,言語や外 国文化が理解できるようになる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802) 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(819)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必 要と認める事項

(略)

変 更 前

中学年部2年{現小学5年}から現中学1年の教科書で指導のため)

(2) 転入生等に対する補充的な授業の実施に必要な補助教員(非常勤講師)の配置

中学年部(小4)以降の転入学時に,他校とのカリキュラムの違いによる 授業進度の調整を図るため,転入生に対し,課外による必要教科の補充的授 業を実施する。なお,これらの取り組みに対しての対応が教職員だけで不足 する場合は,町単独で教職員免許を有する者を補助教員(非常勤講師)とし て雇用し,対応するものとする。

- (3) 町予算による標準学力テスト, 漢字検定, 数学検定, 英語検定の実施 基礎学力の定着状況及び公表可能な客観的データ収集のため各検定を町 予算で実施する。各検定の受験対象者は低学年部3年~高学年部2年の全員 とし, 実施時期は2月とする。
- (4) 英語指導助手(ALT)の配置 英語指導助手1名を配置し,小中学校で英語の授業をTTによって行い, 生の英語に馴染ませる。
- (5) 一人校長の配置

小中一貫教育校の経営に適切な中学校長を校長に迎える。この際には、それぞれの学校における校長の管理・運営上の職務を適切に遂行できるように配慮する。

(6) 学校教育検討委員会の設立

学校長,学校評議員,教育委員,教育委員会事務局職員によって構成し,小中一貫教育校による成果の検討と今後の在り方を検討すると共に,その内容を公開する。

(7) 小中一貫教育のための施設整備

将来的に小中一貫教育における学校施設環境を充実させるため,現在の中学校に一貫教育校用の校舎増設を計画している。

変 更 後

(1) 転入生等に対する補充的な授業の実施に必要な補助教員(非常勤講師)の配置

中学年部(小4)以降の転入学時に,他校とのカリキュラムの違いによる 授業進度の調整を図るため,転入生に対し,課外による必要教科の補充的授 業を実施する。なお,これらの取り組みに対しての対応が教職員だけで不足 する場合は,町単独で教職員免許を有する者を補助教員(非常勤講師)とし て雇用し,対応するものとする。

- (2) 町予算による標準学力テスト,漢字検定,数学検定,英語検定の実施 基礎学力の定着状況及び公表可能な客観的データ収集のため各検定を町 予算で実施する。各検定の受験対象者は低学年部3年~高学年部2年の全員 とし,実施時期は2月とする。
- (3) 英語指導助手 (ALT)の配置 英語指導助手 1 名を配置し,小中学校で英語の授業をTTによって行い, 生の英語に馴染ませる。
- (4) 一人校長の配置

小中一貫教育校の経営に適切な中学校長を校長に迎える。この際には,それぞれの学校における校長の管理・運営上の職務を適切に遂行できるように配慮する。

(5) 学校教育検討委員会の設立

学校長,学校評議員,教育委員,教育委員会事務局職員によって構成し, 小中一貫教育校による成果の検討と今後の在り方を検討すると共に,その内容を公開する。

(6) 小中一貫教育のための施設整備

将来的に小中一貫教育における学校施設環境を充実させるため,現在の中学校に一貫教育校用の校舎増設を計画している。

【変更箇所の比較表】

変 更 前	変 更 後			
	別紙			
	1 特定事業の名称			
	819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業			
	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者			
	豊里町立豊里小学校及び豊里中学校			
	3 当該規制の特例措置の適用の開始の日			
	平成17年4月1日			
	4 特定事業の内容			
	(1) 事業に関与する主体:豊里町			
	(2) 事業が行われる区域: 豊里町内小中学校(各1校)			
	(3) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細 ・本地域においては平成15年11月28日付けで構造改革特別区域研究開発学校設置事業による構造改革特別区域計画の認定を受けている。 ・構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)による教育課程の弾力化を実践するにあたり、中学年部(小学5年)からの英語科で上学年の内容を学習するため教科書の早期給与を受ける。			
	5 当該規制の特例措置の内容 ・英語科で使用する教科書の早期給与を受ける児童生徒数及び冊数の見込み			

H 1 7	H 1 7・4月の見込数					
学年	-	児童・生活数				
小学1	年	5 8				
小学2	年	6 6				
小学3	年	7 2				
小学4	年	5 4				
小学5	年	4 8				
小学6	年	6 3				
中学1	年	7 4				
中学2	年	5 6				
中学3	年	8 4				

当該学年	H17	H18	H19	H20	H21
早期給与	пи	1110	пія	1120	1121
小学5年					
中学1年の 教書	48	54	72	66	58
小学 6 年					
中学1年 の教書					
中学1年	74	63			
中学2年の 教書			48	54	72
中学2年	56	74	63		
中学3年の 教書				48	54
中学3年	84	56	74	63	

^{*}中学年部2年~3年(小5~小6)で、中学校1年の教科書を使用し、以下順次、上学年の教科書給与を受ける。